

## 【オーストラリア】同性婚承認法の成立

海外立法情報課 芦田 淳

\* 2017年12月、婚姻法等を改正し、性別にかかわらず2人の者が国内で婚姻することを認める法律が制定された。そのほか、同法は、他国の法律に従いオーストラリア国外で行われた同性婚の効力も国内で認める等の規定を置いている。

### 1 従来の立法及び経緯等

#### (1) 従来の立法及び判例

オーストラリア連邦憲法第51条第21号<sup>1</sup>に基づき、連邦は、婚姻に関する立法権を持つ。それを踏まえ、1961年婚姻法<sup>2</sup>（以下「婚姻法」）により、オーストラリアにおける婚姻は、「他の全ての者を排除して<sup>3</sup>、自発的に共同生活を開始しようとする、1人の男性及び1人の女性による結合（union of a man and a woman）」と定義されていた（第5条第1項）。あわせて、同法は、国外でなされた男性同士又は女性同士の結合が、オーストラリアにおいて婚姻として認められないと定めていた（第88EA条）。一方で、オーストラリア連邦最高裁判所は、2013年判決第55号<sup>4</sup>において、同性婚に関する立法権も連邦に帰属することを確認していた。

#### (2) 129号法成立に至る経緯

2015年に就任したターンブル（Malcolm Turnbull）首相は、同性婚を法律化するに当たり、国民投票（plebiscite）の実施が必須であると主張した。しかし、政府与党が過半数に満たない上院において関連法案が否決され、国民投票の実施には至らなかった。そこで、2017年9月、ターンブル政権は、「同性カップルの婚姻を認めるよう法改正すべきか」に係る有権者の意識調査をオーストラリア統計局（Australian Bureau of Statistics）に命じた<sup>5</sup>。当該調査は、同年9月から11月にかけて実施され、有権者の回答率は79.5%、そのうち賛成が61.6%、反対が38.4%を占めた<sup>6</sup>。この結果が公表されるとすぐ、同政権は、婚姻法等の一部を改正する法案を提出し、同年12月、連邦議会は、野党を含む賛成多数で当該法案を可決した（2017年法律第129号。以下「129号法」）<sup>7</sup>。施行日は、2017年12月9日であった。

\* 本稿におけるインターネット情報は2018年1月12日現在である。

<sup>1</sup> Commonwealth of Australia Constitution Act <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2013Q00005>>

<sup>2</sup> Marriage Act 1961 (No. 12, 1961) <<https://www.legislation.gov.au/Series/C1961A00012>> なお、この段落で述べる婚姻法の内容は、2004年の改正によるものである。

<sup>3</sup> この箇所は、一夫一婦制であることを示している。

<sup>4</sup> The Commonwealth v Australian Capital Territory [2013] HCA 55 (12 December 2013) <<http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/cases/cth/HCA/2013/55.html>>; Revised Explanatory Memorandum, Marriage Amendment (Definition and Religious Freedoms) Bill 2017, p.2. <[http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/s1099\\_ems\\_cd9d80d5-a58a-438f-86a4-5500c0990b00/upload\\_pdf/17257REM.pdf;fileType=application%2Fpdf](http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/s1099_ems_cd9d80d5-a58a-438f-86a4-5500c0990b00/upload_pdf/17257REM.pdf;fileType=application%2Fpdf)>; 武田美智代「【オーストラリア】連邦最高裁、首都特別地域の同性婚法無効判決」『外国の立法』No.258-2, 2014.2, pp.22-23. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8423374\\_po\\_02580210.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8423374_po_02580210.pdf?contentNo=1)>

<sup>5</sup> 芦田淳「【オーストラリア】統計局による同性婚に対する意識調査」『外国の立法』No.273-1, 2017.10, p.31. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10978303\\_po\\_02730112.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10978303_po_02730112.pdf?contentNo=1)>

<sup>6</sup> “National Results: Australian Marriage Law Postal Survey, 2017,” 11 December 2017. Australian Bureau of Statistics website <<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Lookup/by%20Subject/1800.0~2017~Main%20Features~Results~8>>

<sup>7</sup> Marriage Amendment (Definition and Religious Freedoms) Act 2017. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00129>>

## 2 129号法による改正の要点

### (1) 婚姻の定義見直し

婚姻法第5条第1項を改正し、婚姻の定義のうち、「1人の男性及び1人の女性による結合」という箇所を「2人の者（two people）による結合」と改めた。

また、従来どおり、次のいずれかの場合に合致する婚姻は、同性婚の場合であっても、無効である<sup>8</sup>。①婚姻の際に、当事者のいずれかが法的に他者と婚姻関係にある場合、②近親婚である場合、③婚姻の儀式の挙行等、婚姻成立の形式的要件を欠いている場合、④当事者のいずれかの婚姻に対する合意が強迫等によるもので真意ではない場合、⑤当事者のいずれかが婚姻できる年齢（原則として18歳）に達していない場合。

### (2) 国外における同性婚の承認

婚姻法第88EA条を削除し、国外で、かつ、その国の法令に基づいて行われた同性婚の効力を、オーストラリア国内でも認めることとした。

### (3) 婚姻の儀式を執行する者の区分見直し

婚姻法第48条第1項に基づき、婚姻が有効に成立するためには、一定の形式的要件が備わっていることが必要である。そして、オーストラリアでは、婚姻の儀式の挙行が婚姻成立の形式的要件とされてきた<sup>9</sup>。そのため、婚姻法において、婚姻の儀式を行う資格を有する者として、聖職者（Ministers of religion）、州及び特別地域<sup>10</sup>の公務員（State and Territory officers）並びに儀式執行者（Marriage Celebrants）の3類型が挙げられてきた<sup>11</sup>。これに対して、129号法は、「宗教的（Religious）儀式執行者」という新たな類型を追加した（婚姻法第39DA条～第39DE条）。この類型には、「聖職者であるが、婚姻法に基づく認可を受けていない宗派に属する者」及び「自身の宗教的信条に従った婚姻の儀式を行いたいと考える既存の儀式執行者」が該当する。

また、在外オーストラリア軍構成員の婚姻に関して、軍司令官が書面により、従軍司祭（chaplain）以外の者が婚姻の儀式を行うことを認められるようにした（婚姻法第71A条）。

### (4) 宗教的自由の保護

婚姻に関する宗教的自由を保護するために、129号法は、次の規定を設けている。①聖職者は、その宗教的教義及び宗教的信条に従って、（同性婚、再婚又は異なる宗教間の婚姻を念頭に）宗教的コミュニティの感情が傷つけられるのを避けるため、婚姻の儀式の挙行を拒否することができる（婚姻法第47条）。②宗教的儀式執行者は、その宗教的信条と相いれない婚姻の儀式の挙行を拒否することができる（同法第47A条）。③宗教的な目的により設立された団体は、その宗教的教義等に一致しているか、又は、その宗教的コミュニティの感情が傷つけられるのを避けるために必要であれば、婚姻の儀式の挙行に関する設備、物品又はサービスの提供を拒否することができる（同法第47B条）。なお、②と③は新設の規定であり、129号法による改正前の婚姻法第47条は、聖職者が婚姻の儀式の挙行を強制されない旨を規定していた。

<sup>8</sup> 婚姻法第23B条に規定されており、近親婚については、129号法により、「兄弟と姉妹（a brother and a sister）」とされていた部分が性別に関係のない「兄弟姉妹の2人（2 siblings）」という表現に改められた。

<sup>9</sup> リサ・ヤング（小川富之訳・監修）「オーストラリア家族法(1)」『戸籍時報』No.629, 2008.7, p.30.

<sup>10</sup> オーストラリアは、6つの州のほか、首都特別地域及び北部特別地域等で構成される。

<sup>11</sup> 聖職者の行う儀式と州等の公務員及び儀式執行者の行う儀式は、それぞれいわゆる宗教婚と民事婚に対応するものであった。